

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員研修規程

平成23年12月12日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、盛岡・紫波地区環境施設組合の勤務能率の発揮及び増進を促進し、併せて資質の向上を図るため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条に規定する職員研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の研修)

第2条 職員の研修については、矢巾町職員研修規程（昭和51年矢巾町訓令第3号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。